

鳥取県告示第162号

とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき、とっとりバイオフロンティアの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料等

ア 実験室等

区分		利用料	
オープンラボ		1室1月につき	346,660円
実験室	311、312	1室1月につき	52,450円
	313、314	1室1月につき	54,130円
動物飼育室		1室1月につき	14,740円
居室	301、302	1室1月につき	28,000円
	303、304	1室1月につき	28,840円

備考

- 1 利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。
- 2 電気代及び水道代の実費を別途徴収するものとする。

イ 研修室

区分	利用料	冷暖房料
研修室	1時間につき 420円	1時間につき 105円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房を使用したときは、利用料の額に冷暖房料を加算するものとする。

(2) 設備利用料

ア 研修室

区分	利用料
プロジェクター	4時間につき 1,830円
スクリーン	4時間につき 400円
拡声器（マイク付）	4時間につき 1,420円

備考 利用時間が4時間未満であるとき、又は利用時間に4時間未満の端数があるときは、4時間として計算するものとする。

イ 開放機器

区分	利用料
別記に掲げる設備	機器を個別に使用する場合 1機器1時間につき 100円
	全機器を一括して使用する場合 1日につき (4時間以内の場合 1,500円)
冷蔵庫、冷凍庫	1区画1日につき 100円

CO2インキュベーター、液体窒素凍結保存容器	1 機器 1 日につき	100円
------------------------	-------------	------

備考

- 1 利用料が1時間当たりで計算される場合について、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 利用料が1日当たりで計算される場合について、利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算するものとする。

2 承認年月日

平成23年3月25日

別記

クリーンベンチ

安全キャビネット

ドラフトチャンバー

オートクレーブ

乾熱滅菌乾燥機

冷却振とう培養機

大腸菌培養用インキュベーター

共焦点顕微鏡

染色体解析専用顕微鏡

動物麻酔器

血液生化学分析器

細胞分析機器

遺伝子実験機器

サンプル粉碎機器

切片作成機器

遠心分離機

顕微鏡

PCR

分光光度計